

東京麻糸紡績沼津工場朝鮮人女子勤労挺身隊訴訟

控訴審判決

(東京高裁 2002年1月15日判決)

[→日本戦後補償総覧 \(PDF\)](#)

[→日本戦後補償総覧 \(WEB\)](#)

[→HOME](#)

平成14年1月15日言渡 原本受領 裁判所書記官 矢 敷 良 二

平成12年(ネ)第975号公式謝罪等請求控訴事件(原審 静岡地方裁判所平成9年(ワ)第208号)(口頭弁論終結日 平成13年9月4日)

判 決

第一 当事者

大韓民国釜山直轄市

控訴人

曹

大韓民国釜山直轄市

控訴人

禹

上記2名訴訟代理人弁護士

同

山

本

晴

太

同

萩

原

繁

之

同

大

橋

昭

夫

同

久

保

田

和

之

同

杉

山

繁

二

郎

同

福

地

明

人

同

福

地

絵

子

同

鈴

木

弘

之

同

白

井

孝

一

同

阿

部

浩

基

同

諏

訪

部

史

人

同

沢

口

嘉

代

子

同

塩

沢

忠

和

同

名

倉

実

德

同

森

下

文

雄

同

田

代

博

之

同

小

長

谷

保

同	大	多	和	暁
同	望	月	正	人
同	渡	邊		昭

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

被控訴人	国			
同代表者法務大臣	森	山	真	弓
同指定代理人	日	景		聡
同	松	村	葉	子
同	茂	木	善	樹
同	川	崎	利	夫
同	向	山	敏	明
同	鈴	木	秀	幸
同	根	原		稔
同	岡	村	雅	彦

## 第二 主文

- 一 本件控訴をいずれも棄却する。
- 二 控訴費用は控訴人らの負担とする。

## 第三 事実及び理由

### 一 申立て

#### 1 控訴人ら

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人は、女子勤労挺身隊として控訴人らを含む多数朝鮮人の少女を動員し、多大の犠牲を被らせたことを公式に謝罪せよ。
- (3) 被控訴人は、控訴人らに対し、各金3000万円及びこれに対する平成9年5月10日から支払済みまで年5分の割合による金員をそれぞれ支払え。

(4) 訴訟費用は第1、2審とも被控訴人の負担とする。

(5) 第(3)項につき仮執行の宣言

## 2 被控訴人

主文と同旨

## 二 事案の概要

1 本件は、控訴人らが、「昭和19年春ころから終戦時まで、朝鮮人女子挺身隊員として東京麻絲紡績株式会社等において就労したところ、その間、劣悪な生活条件の下で長時間労働を初めとする過酷な労働を強いられた上に、民族差別的取扱いを受けるなどして著しい精神的、肉体的被害を受けた。」と主張して、憲法前文、明治憲法27条、国家賠償法1条1項、挺身勤労契約上の債務不履行(安全配慮義務違反)等に基づき、被控訴人に対し各金3000万円の損害賠償又は損失補償、及び公式謝罪を求める事案である。原判決は、控訴人らの請求をすべて棄却する判決をしたため、これを不服とする控訴人らが控訴を申し立てた。

2 事案の概要の詳細は、次のとおり付加するほかは、原判決の「事実及び理由」第二に記載のとおりであるから、これを引用する。

(挺身勤労契約上の債務不履行に関する付加主張)

### (1) 控訴人ら

既に主張したとおり、控訴人らは、朝鮮人女子勤労挺身隊に入隊し、その一隊員として日本の軍需工場に配属されたものであるところ、女子勤労挺身隊制度は、被控訴人が「女子挺身隊制度強化方策要綱」(昭和19年3月18日閣議決定)、「女子挺身隊受入側措置要綱」(同年6月21日次官会議決定)、女子挺身勤労令(同年8月23日、勅令第519号)に基づく国策として行っていたものであって、この制度の下においては、女子挺身隊に志願した朝鮮人女子は、被控訴人が選定した軍需工場において勤労することを義務付けられ、労働時間、賃金等の労働条件も上記要綱等に

よって定められていたのである。以上のような点に照らしてみれば、朝鮮人女子勤労挺身隊に志願し、入隊した控訴人らと被控訴人との間には、被控訴人の支配下において就労するという労働契約類似の法律関係が成立していたか、被控訴人の命令に従って日本の軍需工場に派遣され、当該工場において就労するという労働者派遣契約類似の法律関係が成立していたものというべきであり、被控訴人は、控訴人らに対し、雇用主又は労働者派遣主としての安全配慮義務を負っていたものというべきである。それにも拘わらず、被控訴人は、控訴人らが就労先である東京麻絲紡績株式会社（以下「東京麻絲」という。）等において、苛酷な労働に従事させられるなどして被害を受けているのを放置していたのであるから、安全配慮義務に違反があったことは明らかである。

被控訴人は、「控訴人らとの間の労働契約を締結したのはあくまでも東京麻絲等であって被控訴人ではなく、上記要綱等によって女子挺身隊員の労働条件等を定めたのも、労働者保護の観点から労働条件を規制したのと同様のものであって、被控訴人に安全配慮義務を発生させる根拠となるものではない。」という趣旨の主張をするが、被控訴人は、自らの支配の下に、控訴人らを東京麻絲等に就労させていたのであるから、上記主張は失当である。

## (2) 被控訴人

控訴人らが主張する要綱等においても、女子挺身隊員は、その就労先である企業との間で雇用契約を締結した上で就労することが予定されていたのであって、被控訴人が女子挺身隊員の雇用主となることは予定されていないのであるから、被控訴人と控訴人らとの間で労働契約又は労働者派遣契約類似の契約関係が成立することはあり得ない。また、控訴人らは、「被控訴人が控訴人らの労働条件等を決定していた。」として、これが被控訴人が安全配慮義務を負うことの根拠となるかのような主張をしているが、

上記要綱等において女子挺身隊員の労働条件等を定めたのは、同隊員ら保護の観点から就労先との間の労働契約の内容に公権的な介入をしたのにとどまり、被控訴人と女子挺身隊員との間に直接の雇用関係等を発生させる根拠となるものではない。このことは、被控訴人が労働基準法を制定し、労働契約の内容を規制したからといって被控訴人と労働者との間に直接の労働契約関係が成立するものではないことと同様である。したがって、控訴人らの主張はすべて失当である。

### 三 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、控訴人らの本訴請求はいずれも棄却すべきものであると判断する。その理由は、次のとおり付加するほかは、原判決の「事実及び理由」第五に記載のとおりであるから、これを引用する。

#### (1) 憲法前文に基づく損害賠償義務等に関する主張について

この点に関する控訴人らの主張を採用することができないことは、原判決の「事実及び理由」第五、一、1に説示のとおりである。我が国の憲法が平和主義を採用し、その前文において、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」旨規定していることは控訴人らの主張するとおりであるが、上記条項は、抽象的な理念を表明しているのにとどまり、それ自体としては、そのための具体的な方策について何ら規定するところがないのであるから、上記憲法前文の規定から具体的な裁判規範性を持つ「道義国家たるべき義務」が生ずるものではないし、まして、控訴人らが主張するような義務が一義的に導き出されるものではないことは明らかであって、控訴人らの主張を採用することはできない。

#### (2) 国家賠償法1条1項（類推適用）及び明治憲法27条に基づく損害賠償義務等に関する主張について

この点に関する控訴人らの主張を採用することができないことも、原判

決の「事実及び理由」第五、一、2、3に説示のとおりである。

控訴人らは、「ポツダム宣言受諾後においては、明治憲法の内容も同宣言の内容に沿うものに変容したものというべきであるから、もはや国家無答責の原則等を理由に国家賠償義務や損失補償義務を否定することはできなくなったものというべきである。」という趣旨の主張もしているが、ポツダム宣言を受諾したことにより、我が国の法体系が当然に修正されたものと解すべき根拠はないし（むしろ、同宣言の内容を検討してみれば、同宣言は、当時の日本国政府に対し、無条件降伏を要求し、そのための条件を提示したものであって、我が国の法体系を直接修正したり、個々の権利義務関係等に直接の影響を及ぼすことを目的としたものではないことは明らかである。）、ポツダム宣言の内容が、そのような効果を持つほどの具体的な定めをしたものであるともいえないのであるから、控訴人らの上記主張は、その前提を欠き、やはり失当であるといわざるを得ない。

(3) 挺身勤労契約上の債務不履行に関する主張について

ア) 控訴人らは、「被控訴人との間で労働契約類似の契約を締結した。」という趣旨の主張をするが、控訴人らと被控訴人との間において、被控訴人を雇用主とする労働契約又はこれに類似する契約が締結されたものとは認められないことは、原判決の「事実及び理由」第五、一、4に説示のとおりである。

イ) 控訴人らは、また、「被控訴人を派遣主とする労働者派遣契約類似の契約を締結し、その命令に従って東京麻絲の工場等において就労したものである。」という趣旨の主張をする（当審における付加主張）ので、この主張の当否について判断する。

a) 女子挺身勤労令（昭和19年8月23日勅令第519号）第2条は、国民職業能力申告令による国民登録者たる女子（1項）、又はそれ以外の女子であって志願をした者（2項）を挺身勤労をすべき者（以下

「女子挺身隊員」という。)と定め、地方長官は、挺身勤勞を受けようとする者の請求又は申請があつた場合には、市町村長に命じて女子挺身隊員となるべき者を選抜させ(5条、6条)、市町村長によって選抜された者の中から女子挺身隊員となるべき者を決定して本人にその旨を挺身勤勞令書によって通知し、挺身勤勞に関し必要な事項を指示するものとし(8条)、上記通知を受けた者は、8条の規定による指示に従つて挺身勤勞をすべきものと定めている(9条)。これらの規定に照らしてみると、女子挺身隊員の挺身勤勞関係は、女子挺身隊員が、挺身勤勞をすべき職場の事業主との間で、自発的に雇用契約を締結して挺身勤勞に従事するのではなく、地方長官の命令に基づいて上記事業主との間で雇用契約を締結し、挺身勤勞に従事するものであつて、被控訴人が女子挺身隊員らとその支配下に置き、挺身勤勞義務を課するものであると理解することができないわけではない。そして、控訴人らが女子挺身隊員となつたと主張する昭和19年春ころ(控訴人曹について)又は同年3月ころ(控訴人禹について)には、未だ女子挺身勤勞令は制定されてはいなかつたものの、女子挺身隊制度強化方策要綱(昭和19年3月18日閣議決定)第二、一、(二)、(四)が、国民登録者たる女子又はそれ以外の女子で志願した者を女子挺身隊により勤勞に従事させるべき者と定め、同(三)が、選定された女子挺身隊員に対しては、必要に応じて挺身隊組織により必要業務に挺身協力すべきことを命じ得るものとする旨を定めていることからすれば、上記当時においても、事実上、女子挺身勤勞令の定めと同様の形態で、女子挺身隊員が選抜、決定され、挺身勤勞に従事していたものと解する余地がある。

そして、控訴人らは、「(自発的意思に基づくものであつたかどうかはともかく)女子挺身隊員に志願し、東京麻絲等において挺身勤勞に



従事すべきことを命じられ、挺身勤労に従事したものである。」旨を主張し、被控訴人は、この主張についての認否をせず、明らかに争わないのであるから、控訴人らも、一般の女子挺身隊員と同様の形態によって女子挺身隊員に決定され、挺身勤労に従事したものであって、被控訴人の支配下において、挺身勤労に従事したものと評価する余地があり得ることになる。

b) しかしながら、このような女子挺身隊員による挺身勤労は、地方長官（ひいては被控訴人）の一方的な命令に基づいて行われるものであって、女子挺身隊員となるべき者と被控訴人との間の契約に基づいて行われるものではないのであるから（このことは、何らの意思表示に基づくこともなく、一方的に挺身勤労を命じられることが予定されている国民登録者たる女子については特に明らかであり、志願に基づいて女子挺身隊員となる者についても、その本質は異なるものではないと解される。）、両者の関係は、権力的な関係であって、対等な当事者間における契約関係とは異なるものであるといわざるを得ない。そうであるとすると、被控訴人が、その支配下に置いた女子挺身隊員に対して一定の安全配慮義務を負い、その違反に対しては損害賠償義務等を負うと解する余地があり得るとしても、それは、公権力の行使に伴う損害賠償等の問題（すなわち、国家賠償の問題）であって、契約上の義務違反を理由とする損害賠償等の問題とは異なるものであるところ、明治憲法下の被控訴人の行為について国家賠償責任を追及することはできないことは既に説示したとおりである。また、仮に志願に基づく女子挺身隊員と被控訴人との間には、契約類似の関係が成立し、被控訴人が契約上の安全配慮義務に類似した義務を負うと解する余地があり得るとしても、被控訴人の関与は、挺身勤労を命じることにとどまり、実際の挺身勤労は、当該事業場の事業主の指揮命令下におい

て行われ、被控訴人が、実際の挺身勤労を指揮命令するなどこれに直接関与するわけではないことからすれば、被控訴人の地位が雇用主そのものの地位とは異なることは明らかである（女子挺身勤労令は、地方長官が、女子挺身隊員の従業条件等について必要な命令を発令することができる旨を定め（同令13条）、女子挺身隊受入側措置要綱（昭和19年6月22日閣議決定）も、女子挺身隊員の従業条件等について一定の定めを置いているが、これらは、女子挺身隊員保護等の観点から、その勤労条件について一般的な規制を行うことを予定したものであって、これらの規定から、女子挺身隊員が被控訴人の直接の指揮命令下において挺身勤労に従事したことになるものではない。）。したがって、被控訴人が負うべき安全配慮義務の内容も、雇用主のそれとは異なるものと言わざるを得ないところ、控訴人らの主張は、雇用主としての安全配慮義務違反を問題としているのにとどまり、上記のような意味での被控訴人の責任の内容を具体的に主張するものではないことは明らかである。したがって、控訴人らの主張は、いずれにしても失当であって、採用することはできないものと言わざるを得ない。

#### (4) 立法不作為に基づく責任に関する主張について

控訴人らは、「朝鮮人女子挺身隊員らに対する戦後補償を行うことを内容とする立法を行わないことは国家賠償法上の違法行為に当たる。」という趣旨の主張をするが、憲法上、控訴人らが主張するような戦後補償立法を行うべきことが憲法上一義的に規定されているものとは解されないことは、原判決の「事実及び理由」第五、一、5及び既に説示したところに照らし明らかであって、上記主張を採用することはできない。控訴人らは、「憲法上一義的に規定されているとは解されない場合であっても、立法不作為の問題が生ずることはあり得る。」という趣旨の主張もしているが、憲法上一定の措置を行うべきことが一義的に定まっていなかった場合に、どの

ような措置を講ずべきであるかについては、立法上の政策判断が介在せざるを得ないのであって、それにも拘わらず裁判所が一定の措置を内容とする立法を行うべきものとし、その立法を行わないことが違法であると判断することは、三権分立の原理にも反するものであり、上記主張を採用することはできないのである。

(5) 結論

以上のとおり、控訴人らの本訴請求は、当審における付加主張及び追加立証を考慮しても理由のないものといわざるを得ない。

- 2 以上の次第で、原判決は相当であり、本件控訴はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、訴訟費用の負担につき民事訴訟法67条1項、61条、65条を適用して、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第8民事部

裁判長裁判官

村 上 敬 一

裁判官

鶴 岡 稔 彦

裁判官

永 谷 典 雄